

長野市在宅介護支援センター自己評価表

資料 2-3

センター名：

平成30年度

大項目	中項目 1. 在宅介護支援センター業務推進体制			合計 /10点									
	小項目(目標項目)	評価の基準	評価の説明	自己評価									
I 基本的事項	(1) 職員の資質向上に対する取組みを適切に行っている。	市・県の研修等の機会には、原則として参加している。⇒評価「3」	<p>市主催の研修、県主催の研修(委託を含む)の研修は原則1人以上が参加し、1年の間に全員の職員が1回以上研修会に参加している。</p> <p>【評価「3」以外の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰も研修に参加していない。又は機会がない。⇒「1」 ・1年の間に1回も研修に参加していない職員がいる⇒「2」 ・「3」に加え、法人・事業所内部の研修がある⇒「4」 ・「3」に加え、国の中央研修等への参加、法人・事業所内部の研修がある⇒「5」 	5	4	3	2	1	【特記事項】				
	(2) 個人情報の取扱い等、情報管理を適切に行っている。	<p>国が示す「地域包括支援センター運営マニュアル」の個人情報の保護と共有に関する事項(情報管理、職員の守秘義務、セキュリティ管理、個人ファイルの管理、個人情報の管理等)に準じて、適切に行っている。⇒評価「3」</p> <p>*在宅介護支援センターの業務マニュアルがないため、上記による。</p>	<p>「適切に行っている」とは、「地域包括支援センター運営マニュアル」に準じて、「個人情報の保護と共有」に関する次の4項目を行っていることをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 守秘義務(老人福祉法第20条の7の2第2項ほか)の遵守 2. 事務所・情報システムのセキュリティ管理の徹底 3. 個人ファイルは施錠できる書棚等に保管 4. 個人情報の提供に係る同意 <p>【評価「3」以外の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4項目のうち、2項目以上についての内容が不十分⇒「1」 ・4項目のうち、1項目についての内容が不十分⇒「2」 ・法人として個人情報に関するマニュアルを整備している⇒「4」 ・「4」に基づいて定期的な研修が行われている⇒「5」 	自己評価						5	4	3	2
II 総合相談支援業務	中項目 2. 総合相談支援業務			合計 /25点									
	(3) 地域における多職種協働によるネットワークの構築とその活用を進めている。	下記の①～⑧のうち、5項目を適切に行っている。⇒評価「3」	<p>地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生委員等の関係者とのネットワークを構築し、保健・医療・福祉サービスや地域の支え合い活動、ボランティア活動など様々な社会資源を結びつける取組みを継続している。</p> <p>【評価「3」以外の基準】・・・①～⑧のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3項目以下⇒「1」 ・4項目該当⇒「2」 ・6項目該当⇒「4」 ・7項目以上⇒「5」 	5	4	3	2	1	【特記事項】				
	① 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの周知活動	地域包括支援センター・在宅介護支援センターの役割を地域住民、他機関へPRしている。											
	② 地区ケア会議の開催	地域の関係機関や民生委員・関係者が参集して、事例検討や地域の課題・取組み等を検討している。											
	③ 民生委員との関係づくり	高齢者の問題を早期に発見し、地域での見守り等に取り組むために、積極的に民生委員との関係づくりをしている。											
	④ 地域の老人クラブやボランティア団体等との関係づくり	地域の団体・組織との連携を図るため、情報交換や活動の場への訪問等をしている。											
	⑤ 住民自治協議会・地域コミュニティとの関係づくり	住民自治協議会やコミュニティに対し、高齢者支援の課題や取組みの理解を図り、住民同士の互助・共助の働きかけを行っている。											
	⑥ 地域の課題の整理と検討	地域の状況と課題を整理、検討し、在宅介護支援センターの事業計画に反映している。											
	⑦ 介護予防の啓発活動	様々な機会をとらえ、介護予防に関する啓発を行っている。											
⑧ 介護サービス事業者への支援	介護サービス事業者の相互連携や情報交換・研修の場など、サービスの質の向上のための取組みを行っている。												

II 総合相談支援業務

小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明	自己評価					
			5	4	3	2	1	
(4) 高齢者の実態把握を適切に行っている。	家族等からの相談や市から情報提供される要援護者台帳を基に、民生委員との連携を図りながら、特に援護を必要とする高齢者を把握し、訪問・聞き取り等により高齢者の実態把握を行っている。⇒評価「3」	高齢者が孤立や深刻な事態に発展しないよう、要援護者台帳を活用し民生委員との連携を図りながら、実態把握に努めている。 【評価「3」以外の基準】 ・実態把握をしていない⇒「1」 ・実態把握をしているが、民生委員との連携が不十分⇒「2」 ・実態把握による情報を台帳に記録し、業務に活用している⇒「4」 ・「4」に加え、災害時の対応についての検討をしている⇒「5」	5	4	3	2	1	
			【特記事項】					
(5) 認知症高齢者及び家族への支援に取り組んでいる。	認知症高齢者と家族を見守り支援する取組み（認知症の正しい知識等を学習する機会の提供、早期発見・対応に向けた支援、継続した生活支援、認知症サポーターの養成等）を行っている。⇒評価「3」	見守り支援する取組みとは、次の3項目をいう。 1. 認知症予防講座等の開催 2. 相談内容に応じて専門医・専門機関につなぎ、継続した生活支援を行う 3. 認知症サポーターの養成 【評価「3」以外の基準】 ・3項目のうち、2項目以上についての内容が不十分⇒「1」 ・3項目のうち、1項目についての内容が不十分⇒「2」 ・法人として認知症支援に関するマニュアル等を整備している⇒「4」 ・「4」に基づいて認知症高齢者を支える地域づくりに具体的に取り組んでいる⇒「5」 *評価が「5」の場合は、具体的な内容を特記事項欄に記入する。	自己評価					
			5	4	3	2	1	
(6) 初期対応を適切に行い課題を明確化した上で、各業務へつなげている。	下記の①～⑥のうち、4項目を適切に行っている。⇒評価「3」	相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの各業務にスムーズにつなげている。 【評価「3」以外の基準】・・・①～⑥のうち、 ・2項目以下⇒「1」 ・3項目該当⇒「2」 ・5項目該当⇒「4」 ・6項目該当⇒「5」	自己評価					
			5	4	3	2	1	
① 信頼関係の構築	① 信頼関係の構築	相談には速やかに対応し、相談者と信頼関係構築に努めている。	【特記事項】					
		② 相談内容の把握						相談内容を的確に把握し、対応している。
		③ 緊急性の判断						的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。
		④ 課題の明確化						専門的・継続的支援や緊急対応が必要な相談については、詳しい情報を収集・分析することで、課題を明確に把握している。
		⑤ 行動計画の作成						明確になった課題に基づき、在宅介護支援センターが行うべき行動計画を作成し、必要な支援を行っている。
		⑥ 相談内容の分析と活用						多種多様な相談内容を分析し、在宅介護支援センターの各業務に活用している。
(7) 公正かつ中立な立場で、継続的・専門的相談支援を適切に行っている。	相談内容から状況を的確に把握し、個々の支援方法・支援内容を検討し、公正かつ中立な立場で、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、明確に記録している。⇒評価「3」	相談者の状況把握を適切に行い課題を明確にした上で、個別の支援方法・支援内容を検討し、適切なサービス利用や機関・制度へつなぐとともに、継続的な支援のために記録している。また、サービス利用の紹介に当たっては、特定事業者へのサービスの偏りがなく十分配慮していること。 【評価「3」以外の基準】 ・状況把握、課題、判断の全てに不足している。または、正当な理由がないのにサービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っている⇒「1」 ・支援内容の記録があっても、課題や判断の記録がされていない⇒「2」 ・継続的支援を実施するための支援方針、課題が明確になっており、サービス利用の紹介先が特定事業者へ偏っていない⇒「4」 ・「4」に加え、他機関へつないだ後のフォローをしている⇒「5」	自己評価					
			5	4	3	2	1	
【特記事項】								

中項目 3. その他業務（市の介護予防に係る委託業務）		合計 / 5点							
Ⅲ その他業務	小項目（目標項目）	評価の基準	評価の説明		自己評価				
	(8) 市から委託を受けた介護予防に係る業務を適切に行っている。	下記の①～③の全てを適切に行っている。 ⇒ 評価「3」	市から委託の「地域包括支援センター事業等業務委託契約仕様書」により適切に業務を行っている。 仕様書に基づき業務を実施しているが、参加者の確保や内容について不十分と感じている場合は減点し、委託業務に加えて独自の取組みをしている場合は加点します。 評価「3」以外の基準 ・3項目のうち、2項目以上についての対応が不十分 ⇒ 「1」 ・3項目のうち、1項目についての対応が不十分 ⇒ 「2」 ・「3」に加え、法人独自の介護予防教室等を開催している ⇒ 「4」 ・「3」に加え、在宅介護支援センター独自（市の委託上限回数以上）の介護予防教室等を開催している ⇒ 「5」		5	4	3	2	1
					【特記事項】				
【全体としての特記事項】				自己評価の合計					
				/40点					

<p>在宅介護支援センターにおける取組事例について （貴センター独自の取組みがありましたら記入ください。）</p> <p>1. 総合相談支援業務について</p>	<p>【記入例】</p> <p>認知症高齢者の自宅周辺の商店を訪問してセンターのPRをするとともに、情報提供を呼びかけるなど情報収集に努めている。</p>
<p>2. その他業務（市の介護予防に係る委託業務）について</p>	<p>健診受診からはつつアップ高齢者向けサービス利用までを書いた独自のフローチャートを用いて説明を行うことで、地域住民が基本チェックリストの意義を理解して実施できるような取組を行っている。</p>